

(入札説明書)

入札説明書

入札説明書

工事名 仮称今泉産業団地開発事業 排水管整備工事

担当部署等

山形県住宅供給公社

郵便番号 990-0041 山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館5階

契約担当 総務企画課 電話番号 023-631-2230

工事担当 定住促進課 電話番号 023-631-2240

(入札説明書)

仮称今泉産業団地開発事業 排水管整備工事に係る入札広告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、建設業における働き方改革に資する取り組みとして、「月単位の週休2日を確保する発注者指定型の週休2日確保工事」であり、予定価格の算定にあたり月単位の4週8休以上の現場閉所率による経費の補正を行っている。

その他必要な事項は特記仕様書に記載する。

1 入札日程等

(1) 入札参加資格確認申請（様式第1号）

入札広告5（1）及び（2）のとおり。

(2) 設計図書の閲覧および貸出し

令和7年4月22日（火）～令和7年5月15日（木）

(3) 設計図書等に関する質問受付

令和7年4月22日（火）～令和7年5月7日（水）

(4) 上記質問に対する回答書の閲覧

回答を行った日から令和7年5月15日（木）まで
入札広告4に示す部署及び電子メールで行う。

(5) 入札の場所及び日時

入札広告1（1）及び（2）のとおり。

(6) 入札参加資格確認結果通知（様式第2号）

令和7年5月1日（木）までに電子メールで行う。

(7) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の詳細を求めることができる。

- | | |
|--------|-----------------|
| イ 提出期限 | 令和7年5月9日（金） |
| ロ 提出場所 | 山形県住宅供給公社 総務企画課 |
| ハ 提出方法 | 書面は持参により提出すること。 |

上記の受付時間は、いずれも午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）とする。

2 入札参加資格関係

(1) 技術者資格要件

入札広告3（4）イ の「これと同等以上の資格を有する」については、以下の者をいう。

- ・1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者）

(入札説明書)

・国土交通大臣が1級建設機械施工管理技士又は1級土木施工管理技士と同等以上と認定した者

(2) 指名停止非該当要件

入札広告3(6)については、入札参加資格確認日から入札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(3) 暴力団排除条項非該当要件

入札広告3(7)については、入札参加資格確認申請の提出日から当該工事の工期までのいずれの日にも該当しないことをいう。

(5) 入札参加申請書に添付する確認資料

総合評定値通知書の写し(必須)

審査基準日が本申請の提出期限1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。

3 入札関係書類等の取扱い

(1) 設計図書の閲覧及び貸出し

以下の場所で行う。

山形県住宅供給公社 山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館5階

工事担当 定住促進課

電話番号 023-631-2240 電子メール teiju@yjk.or.jp

貸出媒体はCD又はDVD(以下「CD等」という)である。入札時に返却すること。

(2) 設計図書等に対する質問

本説明書1(3)に示した期限内に、上記部署に書面又は電子メールで提出すること。

電子メールの場合、質問したことを上記部署に電話連絡すること。

電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。

4 入札及び開札

(1) 入札は、代表者又は代表者から委任を受けている者が行う。委任状を入札前に提出すること。

(2) 入札書の提出と同時に、入札書に記載される金額に対応した積算内訳書を記録したCD等を提出すること。この場合、積算内訳書を記録したCD等は、封かんの上、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きすること。積算内訳書は、設計図書の貸出媒体(CD等)に保存されている指定ファイルを使用するものとする。提出する積算内訳書について指定ファイル以外の書式は認めないものとする。ファイルの名称は「積算内訳書(工事名)(商号又は名称)」とすること。提出された積算内訳書は返却しない。

(3) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札を辞退する場合は、書面で行うものとする。入札時に辞退する場合は、入札書等に辞退する旨を記載して提出すること。

(5) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるもので

(入札説明書)

はない。

- (6) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札決定者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- イ 入札広告に示した入札参加資格のない者のした入札
 - ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ハ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ニ 記名押印をしていない書面入札
 - ホ 金額を訂正した入札
 - ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - ト 明らかに連合によると認められる入札
 - チ 積算内訳書の提出のない入札（指定ファイルを使用しない積算内訳書、保護の解除若しくは保護領域の変更が認められる積算内訳書、内容の入力されていない積算内訳書）
 - リ 入札価格と提出された積算内訳書の合計金額が一致しない入札。また、提出された記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
 - ヌ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (7) この入札には最低制限価格を設定している。
- (8) 有効な入札を行った入札参加者のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札参加者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (9) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
- (10) 入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して再度の入札を行うことがある。再度入札時においては、積算内訳書の提出を求めない。
- (11) 災害その他の事情で、入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

5 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約書を作成し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜、祝日を除く。）に、入札広告4に示した部署に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

6 契約の保証

次の各号のいずれかに掲げる保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(入札説明書)

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

7 異議の申し立て

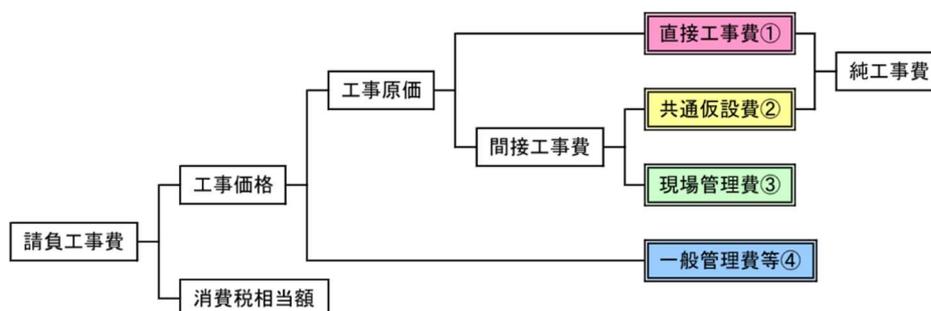
入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 その他

- (1) 本工事は、余裕期間を設定しない。
- (2) 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書については、様式第 3 号に準じて作成すること。
- (3) 最低制限価格の算定における適用項目は下記のとおり（二重線で囲まれた項目）であり、4 つの費目の区分ごとに合計した上で設定を行う。

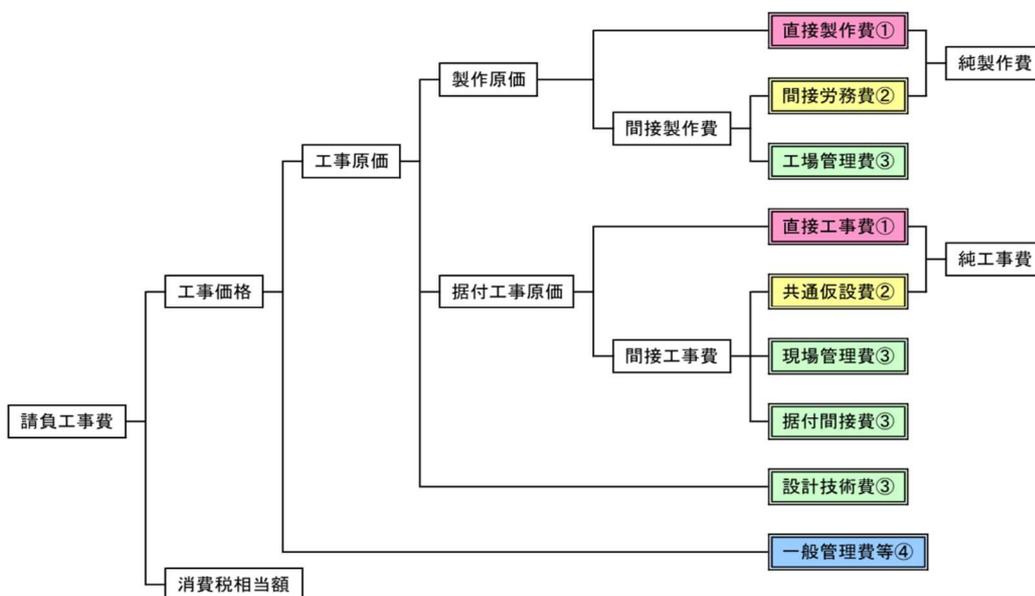
凡 例	①	: 直接工事費として判定	②	: 共通仮設費相当額として判定
	③	: 現場管理費相当額として判定	④	: 一般管理費等として判定

排水管整備工

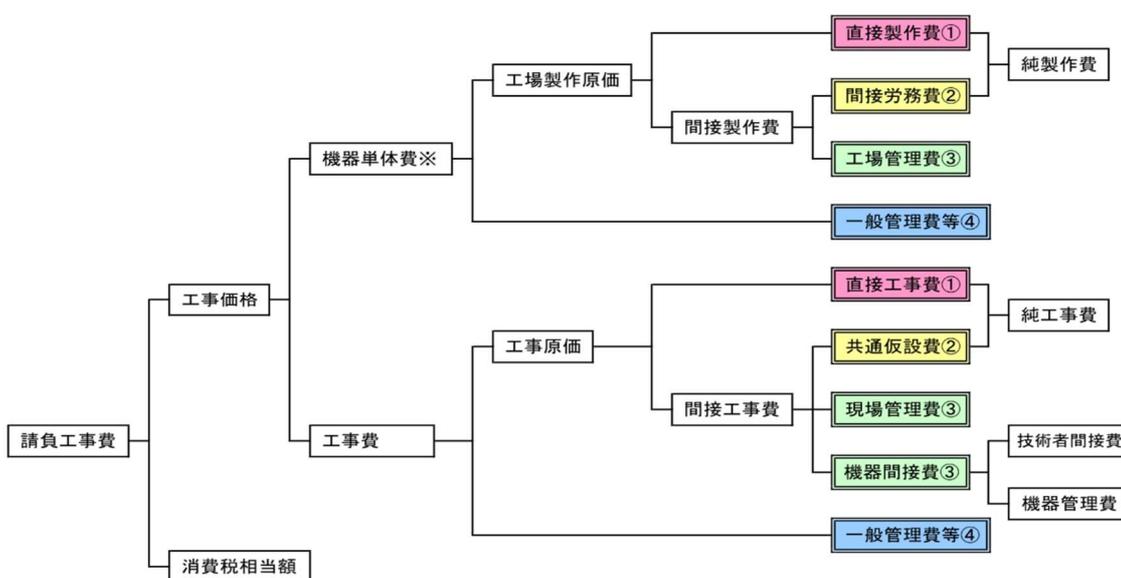


(入札説明書)

ポンプ設備工（機械設備）



ポンプ設備工（電気設備）



※ ポンプ設備工(機械設備)、ポンプ設備工(電気設備)の機器費は直接製作費に区分すること。

※ ポンプ設備工(電気設備)の据付(技術者)間接費、据付(機器)間接費は機器間接費に区分すること、設計技術費は現場管理費に区分すること。

(入札説明書)

様式第1号

令和7年4月 日

山形県住宅供給公社理事長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書

令和7年4月22日付けで広告のありました下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、広告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名 仮称今泉産業団地開発事業 排水管整備工事
- 2 添付書類 総合評定値通知書の写し（必須）

（審査基準日が本申請の提出期限1年7月以内であり、かつ、直近のもの。）

- 3 電子メールアドレス（必須）

※本件入札に関して使用するメールアドレスとする。鮮明に記載すること。

注意事項

申請書は、添付書類とともに、山形県住宅供給公社総務企画課まで、持参又は郵送すること。受付期限は令和7年4月30日（水）必着とする。

(入札説明書)

様式第2号

令和7年5月 日

(商号又は名称 代表者氏名) 殿

山形県住宅供給公社 理事長 沼澤好徳

一般競争入札(条件付)参加資格確認結果通知書

先に確認申請のあった下記の工事に係る一般競争入札参加資格の審査結果を、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告日 令和7年4月22日
- 2 工事名 仮称今泉産業団地開発事業 排水管整備工事
- 3 入札参加資格の有無
有 ・ 無
- 4 入札参加資格がないと認めた理由

以上

(入札説明書)

様式第3号

令和 年 月 日

(発注者)

山形県住宅供給公社理事長 殿

所在地

名称

代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可)

(入札説明書)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。